様式第15号（第16条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

都留市長　　　　　印

景観重要建造物現状変更不許可通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更については、次の理由により許可しないこととしたので、都留市景観条例施行規則第16条第3項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定番号 |  |
| 指定年月日 |  |
| 建造物の名称 |  |
| 許可しない理由 |  |

教示

1　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、都留市長に対して審査請求をすることができます。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、都留市を被告として(訴訟において都留市を代表する者は都留市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。